

公用財産（開成五丁目地区）の除染を 実施します

- ◇平成25年5月14日から6月28日までかけ、郡山市開成五丁目の公用財産の除染業務を実施します。
- ◇この業務は、「郡山市ふるさと再生除染計画」を推進するため、除染工法や時期等について郡山市と調整を行ったうえで実施するものです。
- ◇今回の作業内容は、地面（舗装敷地）の高圧吸引洗浄、緑地の表土削り取り、コンクリート側溝等の汚泥等除去に加え、当所として初めて建物（陸屋根）の高圧吸引洗浄に取り組みます。
- ◇削り取った表土等は、市指定の専用容器に入れ、放射線を遮蔽するため周囲をコンクリートリングで囲い、環境省ガイドラインに基づき敷地内で保管します。
- ◇発生する汚染水は、薬剤等を用いて放射性物質を濃度限度以下に下回るよう処理して排水します。
- ◇その他の未実施の公用財産についても、市の除染事業と一連的に実施していきます。

【発表記者会：郡山記者クラブ】

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所

住所 郡山市安積町荒井字丈部内28-1

電話 024-946-8160

総務課長 岸波 利広（きしなみ としひろ）

総務課 専門官 鈴木 健一（すずき けんいち）

開成五丁目宿舎 位置図

